

公益財団法人大阪産業振興機構
平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府（以下「府」という。）と公益財団法人大阪産業振興機構（以下「機構」という。）が共同で定める平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第3条に基づき、平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業（以下「被災支援事業」という。）に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する基本的事項を規定することにより、助成金交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「助成事業者」とは、第5条に掲げる助成対象者のうち助成金交付決定を受けた者をいう。

2 「小規模事業者」とは 商工業者（会社（企業組合・協業組合を含む。）及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者をいう。

3 「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立運営されている府内の商工会をいう。

4 「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立運営されている府内の商工会議所をいう。

5 「商工会等」とは、前2号の商工会及び商工会議所をいう。

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業は、次に掲げる要件をいずれも満たす、助成事業者が府内における事業継続のために実施する、被災した事業用建物や設備の復旧事業とする。

また、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表1のとおりとする。

(1) 助成事業者が策定した助成事業計画に基づく事業であること

(2) 商工会等の支援を受けながら取り組む事業であること

(3) 府及び機構が助成又は補助を行う他の事業と経費が重複しない事業であること

(4) 事業内容が射幸心をそそるおそれがないこと

(5) 公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと

- (6) その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められないこと
- 2 助成対象物件は、実施要領第5条に定める物件とし、別表2のとおりとする。
- 3 助成対象経費は、実施要領第6条に定める経費とし、別表3のとおりとする。
- 4 助成基準額は、75万円とする。

(助成金交付先)

第4条 機構の助成金交付先は、第10条第1項及び第2項に定める助成金交付の決定を受けた助成事業者とする。

(助成対象者)

第5条 助成対象者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 府内に主たる事業所等を有する小規模事業者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者)
- (2) 大阪府北部地震(平成30年6月18日に大阪府北部を震源として発生した地震)、平成30年台風第21号又は24号に伴う暴風又は豪雨により被災した事業用建物又は設備の復旧に取り組む又は取り組んだことにより、府内で事業継続する又は事業継続した者(被災した事業所及び復旧に取り組む又は取り組んだ事業所が、ともに府内に所在すること。)
- (3) 前号の取組みについて、事業継続に向けた経営計画を策定している者
- (4) 第2号の取組みの実行に対し、商工会等の支援を受けられる者
- (5) 府税に未納が無い者
- (6) 次に掲げるいずれにも該当しない者
 - ① 法人等(個人または法人をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること
 - ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること
 - ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、

もしくは関与していること

- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること

(助成金審査委員会)

第6条 機構は、助成対象事業の選定に係る審査を行うため、外部有識者等で構成する助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は非公開とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、平成31年1月15日から2月4日までに、公募要領に基づく申請書に経営計画書、助成事業計画書、事業支援計画書、助成金交付申請書及び機構が公募要領で別途定める必要書類を添付して、理事長あて提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、主たる事業所の所在する地域を管轄する商工会又は商工会議所（ただし、公募開始の時点で既に支援が行われている場合は、当該商工会又は商工会議所）に提出するものとする。

- 3 前項の提出を受けた商工会又は商工会議所（以下「担当商工会等」という。）は、申請者の助成事業の取組みに対する支援が可能と判断した場合に限り事業支援計画書を発行し、平成31年2月8日までに、提出書類に添えて理事長に送付する。

- 4 申請者は、複数の申請を行うことはできない。

- 5 理事長に送付された提出書類は返却しないものとする。

(助成金交付申請)

第8条 申請者は、前条の申請とともに助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の助成金の交付を申請するに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

(採択基準)

第9条 助成対象事業は、次の基準により採択する。

(1) 基礎審査 次の要件を全て満たすものとし、要件を満たさない場合には、採択しない。

- ① 被害が事業や業績に与えた影響が認められること
被害の影響が事業の継続に影響を与えたと認められることとする。
- ② 事業継続に向けた復旧計画の効果及びその実現可能性が認められること

復旧計画は、被害の影響を踏まえた自社の状況を十分に把握のうえ、それらを踏まえた事業継続に向け必要かつ有効なものであること、また、その内容が、具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が認められるものとなっていることとする。

(2) 事業規模審査 事業継続に向けた復旧計画の実現のために要する助成対象経費の大きさによる事業規模審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行う。

(助成金交付の決定)

第10条 第7条及び第8条の申請があったときは、理事長は、経営計画及び助成事業計画について助成金審査委員会に諮り、当該申請に対する助成金交付の適否及び交付額の決定を行う。

2 理事長は、前項の場合において、適正な助成金の交付を行うために必要があるときは、助成金交付申請に係る事項につき、修正を加えるものとする。

(助成金交付の条件)

第11条 理事長は、前条第1項に定める助成金交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと
- (2) 助成事業の助成対象物件又は助成対象物件相互の経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、理事長は、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成事業に要する経費の使用方法に関する事項等について、必要な条件を附するものとする。

(助成金交付決定の通知)

第12条 理事長は、助成金交付の決定をしたときは、すみやかにその内容及びこれに附した条件を、当該助成金交付の申請をした者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、申請者の名称及び交付決定の内容を、府及び担当商工会等に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 理事長は、第10条第1項に定める助成金交付決定を行った場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該助成金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更するものとする。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 理事長が前項の規定により助成金交付決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他助成金交付決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 助成事業者が、助成金交付決定後に生じた事情の変更により助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 第12条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(助成事業の遂行)

第14条 助成事業者は、この要綱、助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

2 担当商工会等は、申請者の助成事業の取組みに対する支援を実施しなければならない。

(状況報告)

第15条 助成事業者は、理事長から請求があったときは、助成事業の遂行の状況に関し、理事長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行の指示等)

第16条 理事長は、助成事業者又は担当商工会等が行う報告等により、助成事業者の助成事業が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを求めるものとする。

2 理事長は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当

該助成事業の一時停止を求めることができる。

- 3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、助成事業者が当該助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を理事長が指定する日までにとらないときは、第20条の規定により当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(事業実績報告)

第17条 助成事業者は、事業完了後30日を経過する日又は平成32年1月10日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書を、助成金の使途について支払いの事実を明確にした証拠書類を添えて理事長あて提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告は、担当商工会等に提出するものとする。
- 3 前項の提出を受けた担当商工会等は、助成事業実績報告書の記載内容が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、平成32年1月15日までに、助成事業実績報告書及び証拠書類を理事長に送付する。
- 4 前3項の実績報告を行うに当たっては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 理事長又は担当商工会等は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、この要綱の定めるところにより、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して求めることができる。

- 2 第16条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の額の確定等)

第19条 理事長は、第17条に定める報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の調査の結果、助成対象経費が第3条第4項に定める助成基準額に満たなかった場合は、交付すべき助成金の額を0円で確定するものとする。

- 3 理事長は、前項の場合において、助成事業者の名称及び交付すべき助成金の額を、府及び担当商工会等に通知する。

(決定の取消し)

第20条 理事長は、助成事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく理事長の処分に違反したときは、この要綱の定めるところにより、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、前2項の決定の取消しをした場合は、その内容を速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 4 理事長は、前項の場合において、助成事業者の名称及び取消しの内容を、府及び担当商工会等に通知する。
- 5 理事長は、第1項及び第2項の取消しを行った場合には、助成事業者名、代表者名、助成事業名、事業概要、住所（事業所の所在地）、業種、助成金額及び取消しの内容等を公表することができる。

(助成金交付手続き)

第21条 理事長は、第19条第1項により助成金額の確定を行った助成金について、当該助成事業者から請求書の提出を受けたのち、当該助成事業者に交付する。

(助成金の返還)

第22条 理事長は、第20条に定めるところにより、助成金交付決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、この要綱の定めるところにより、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 助成事業者は、第20条の規定による取消しに関し、助成金の返還を求められたときは、この要綱に定めるところにより、その指示に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を、機構に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事

業者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする。

- 3 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、この要綱の定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を、機構に納付しなければならない。
- 4 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、この要綱の定めるところにより、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。

（他の助成金の一時停止等）

第 24 条 機構は、助成事業者が助成金の返還を求められ、当該助成金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においてその者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

（理由の提示）

第 25 条 理事長は、助成金交付の決定を取り消し、助成事業の遂行若しくは一時停止を求め、又は助成事業の是正のための措置を求めるときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

（財産処分制限）

第 26 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（単価 50 万円以上のものに限る。）を適切に管理し、理事長の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- (3) 前 2 号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で機構が定めるもの
- (5) その他理事長が助成金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

（助成金の経理）

第 27 条 機構及び助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業の実績報告日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第28条 機構は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告を求め、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(変更時の届出)

第29条 助成事業者は、名称、所在地など自らに関する情報に変更が生じたときは、その内容を遅滞なく理事長に届け出なければならない。

(個人情報の共有)

第30条 機構は、次に掲げる目的のため、申請者の個人情報を府及び担当商工会等との間で共有する。

- (1) 府が助成採択確認書又は不採択確認書を発行するための業務
- (2) 助成金事業の適正な執行のために必要な連絡
- (3) 経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後を含む。）
- (4) その他助成金事業の遂行に必要な活動

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、被災支援事業の実施について必要な事項は、府と協議のうえ実施するものとする。

附則 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係：助成率、助成限度額及び助成期間）

| 助成率 | 助成限度額（円） | 助成期間 |
|--------|----------|---|
| 1 / 12 | 62,500 | <p>交付決定日から平成 31 年 12 月 31 日までの期間。</p> <p>※ 助成期間の始期は、大阪府北部地震（平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部を震源として発生した地震）による被災物件の復旧については平成 30 年 6 月 18 日から、平成 30 年台風第 21 号による被災物件の復旧については平成 30 年 9 月 4 日から、平成 30 年台風第 24 号による被災物件の復旧については平成 30 年 9 月 30 日に遡及する。</p> |

別表 2（第 3 条第 2 項関係：助成対象物件）

| 区分 | 条件等 |
|---|---|
| 1. 建物 | 被災事業者の資産として資産台帳に登載される工場、試験研究施設、店舗、事務所又は作業所等の建物 |
| 2. 設備 | 被災事業者の資産として計上され、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得額又は制作費用が 10 万円以上であり、原則として汎用性が低く、事業にのみ使用するもので、次の①から⑤までのいずれかに該当するもの 割賦払いに係るもの及びリース契約等で所有権の移転が申請時点で確定しているものについては、その全額を資産として含むものとする。 |
| ①建物の付属施設 | |
| ②構築物 | |
| ③機械及び装置 | |
| ④車両及び運搬具 | 自動車等車両（道路運送車両法第 2 条第 2 項に定める自動車及び同条第 3 項に定める原動機付自転車）の購入は、旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営む事業者が、運送事業用車両の被災によって事業の継続に支障が生じた場合の運送事業用車両に限り、かつ、事業継続のための復旧に必要不可欠である車両の購入に限る。 |
| ⑤備品 | |
| <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 専ら被災関係事業の用に供する物件に限り、かつ、賃貸借の用に供するものを除く ※ 助成事業計画に記載される、事業継続のための復旧に必要な物件であること ※ 助成期間中に事業継続のために使用される物件であること | |

別表3（第3条第3項関係：助成対象経費）

| <p>助成期間中に実施された助成対象事業に要する費用で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>② 交付決定日以降に発生し助成期間中に支払いが完了する経費（ただし、助成期間の始期を遡及する場合は、交付決定日より前に発生した経費を含む。）</p> <p>③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費</p> | |
|--|--|
| 助成対象物件等 | 条件等 |
| 1. 建物 | <p>被災した建物の修復及び建て替えに要する経費。ただし、住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗に係る部分のみを助成対象とする。</p> |
| 2. 設備 | <p>被災した設備の修繕及び購入に要する経費とする。</p> <p>中古品の購入については、以下のとおりとする。</p> <p>① 物件1件あたりの購入単価が50万円（税抜き）未満のものであること</p> <p>② 複数の中古品販売事業者から同等品についての複数見積りを取得すること</p> <p>③ 故障や不具合にかかる修理費用は助成対象としないこと</p> <p>自動車等車両の購入については、以下のとおりとする。</p> <p>① 新車販売時の標準装備、スピーカー、車内展示・運搬用のコンテナ、ボックス等、常設されている保冷库等は助成対象とすること</p> <p>② 無くても事業への共用に支障をきたさないオプション・付属品のほか、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は助成対象としないこと</p> <p>③ 中古車を購入する場合は、申請又は実績報告の際に、価格の妥当性を証明できる書類として、車種・年式・走行距離等の仕様が同等の中古車の複数見積もりを提出すること</p> <p>④ 車両は、助成事業者の名義で登録すること</p> <p>⑤ 助成期間中に実際に運行し、事業継続のために供すること</p> <p>契約期間が助成事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された助成事業期間のみとする。</p> |
| 3. 付帯工事 | <p>上記1及び2に付帯する工事に要する経費として、購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費のほか、助成事業の実施に直接必要な経費として特に理事長が認めるもの</p> <p>設備処分費については、他の事業継続のための復旧の取組みに付随する経費に限り、以下のとおりとする。</p> <p>① 復旧を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する被災した設備機器や死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費であること</p> <p>② 商品在庫の廃棄又は処分費用、消耗品の処分費用、住居用所有物の修繕費、原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等は助成対象としないこと</p> <p>外注内容、金額等が明記された契約書等を締結すること</p> <p>助成事業者に成果物等が帰属すること</p> |

備考

- ※ 助成期間内に発注、引き渡し及び支払いが完了する経費であること。
- ※ 消費税及び地方消費税は含めないこと。
- ※ 国（平成 30 年度補正予算小規模事業者持続化補助金（台風・豪雨被災地自治体連携型）を除く。）、市町村その他の団体の補助金・助成金の交付対象又は保険金の支払い対象となっている経費については、本事業の助成対象経費から、当該他の補助金もしくは助成金・補助金の交付額又は保険金の支払額を控除した後の自己負担額に相当する額をもって、助成対象経費とすること。
助成事業者は、本事業の交付決定後に他の補助金もしくは助成金・補助金の交付額又は保険金の支払を受けた場合は理事長に報告すること。
- ※ 専ら被災関係事業の用に供するものに限り、かつ、賃貸借の用に供するものを除くこと
- ※ 1 件あたり 100 万円を超える契約については、複数の事業者から同等契約についての見積りを取得すること（発注内容の性質上、見積りの取得が困難な場合において、随意契約の理由書を提出し、理事長が認める場合を除く。）
- ※ 建物の修復及び建替え、付帯する工事などにおける外注費については、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務）であること。
- ※ 以下の経費は助成対象外とすること。
 - ① 助成事業の目的に合致しない経費
 - ② 必要な経理書類を示すことができない経費
 - ③ 自社内部の取引による経費
 - ④ 販売を目的とした製品、商品等の生産及び調達に係る経費
 - ⑤ オークションによる物件の購入経費
 - ⑥ 振込手数料等（ただし、発注先が負担する場合は助成対象とする。）
 - ⑦ 公租公課
 - ⑧ 各種保証・保険料
 - ⑨ 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済による経費
 - ⑩ 各種キャンセルに係る取引手数料等
 - ⑪ 助成金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る経費
 - ⑫ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と理事長が判断する経費

| | |
|--|----|
| （様式第1）交付申請書 | 15 |
| <別紙1>助成事業計画書 | 16 |
| （様式第2）助成事業の経費の配分の変更、助成対象物件又は 助成対象物件相互の経費の配分の変更承認申請書 | 18 |
| <別紙>変更の内容 | 19 |
| （様式第3）助成事業の中止（廃止）申請書 | 20 |
| （様式第4）助成事業の事故報告書 | 21 |
| （様式第5）交付決定通知書 | 22 |
| （様式第6）助成事業遂行状況報告書 | 23 |
| （様式第7）助成事業実績報告書 | 24 |
| <別紙>支出内訳書 | 25 |
| （様式第8）請求書 | 26 |
| （様式第9-1）取得財産等管理台帳 | 27 |
| （様式第9-2）取得財産等管理明細表 | 28 |
| （様式第10）取得財産の処分承認申請書 | 29 |
| （様式第11）登録事項変更届 | 30 |

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
交付申請書

上記助成金の交付について、下記のとおり申請します。
(注) 2のみ漏れなくご記入ください

記

1. 助成事業の目的および内容

(公募要領様式3・交付要綱別紙1) 助成事業計画書のとおり

2. 公募事業の開始日および完了予定日 (最長で平成31年12月31日まで)

交付決定日 (*被災した災害の区分に応じて、平成30年6月18日まで遡及可能)
～平成 年 月 日

3. 助成対象経費

(公募要領様式3・交付要綱別紙1) 助成事業計画書のとおり

なお、本事業の交付決定後に他の補助金・助成金の交付又は保険金の支払いを受けた場合は報告する

4. 助成金交付申請額

(公募要領様式3・交付要綱別紙1) 助成事業計画書のとおり

助成事業計画書

名称：_____

I. 助成事業の内容【必須記入】

| 1. 助成事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること) | | | | | |
|--|---------------------|--------------|----|---------------------------|----|
| | | | | | |
| 2. 事業継続のために復旧に取り組む又は取り組んだ事業用建物・設備の内容 | | | | | |
| 区分 | 内容・必要理由 | 単価 (単位：円) | 数量 | 金額(税抜き) (単位：円) | 備考 |
| 建物 | | | | | |
| 設備 | ①建物の付属施設 | | | | |
| | ②構築物 | | | | |
| | ③機械及び装置 | | | | |
| | ④車両及び運搬具 | | | | |
| | ⑤備品 | | | | |
| □設備の欄に記載されている設備は、資産台帳に登載済 | | | | | |
| 付帯 工事 | | | | | |
| (1) 助成対象経費合計 | | | | | |
| (2) 助成金交付申請額 (1) × 助成率 1/12 以内 (円未満切捨て) | | | | | |
| 工期 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | | | |
| 事業所部分 (a) | | 事業所以外部分 (b) | | 事業所部分比率 (a) / {(a) + (b)} | |
| 平方メートル | | 平方メートル | | | |
| 3. 建物・設備等の被災による事業への影響及び復旧による事業継続の取組み | | | | | |
| | | | | | |

※採択時に、「事業者名称」および「助成事業で行う事業名」等が公表されることがあります。

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

※設備の内容欄には、「①建物の付属施設」「②構築物」「③機械及び装置」「④車両及び運搬具」「⑤備品」までの細区分（公募要領19ページ参照のこと。）を記入してください。

※助成対象経費に消費税及び地方消費税は含めないでください。（公募要領23ページ参照のこと。）

※（2）の上限は6万2,500円。

※見積書（遡及する場合で見積書が無いときは振込明細書及び請求書）など金額の根拠資料、資産台帳の写しを添付してください。

II. 資金調達方法【必須記入】

<助成対象経費の調達一覧> (※3)

| 区分 | 金額 (円) | 資金調達先 |
|-----------------------|--------|-------|
| 1. 自己資金 | | |
| 2. 本助成金 (※1) | | |
| 3. 金融機関からの借入金 | | |
| 4-1. 国の持続化補助金 (予定) | | |
| 4-2. その他の補助金・助成金又は保険金 | | |
| 4-3. その他 | | |
| 5. 合計額 (※2) | | |

<「2. 本助成金」相当額の手当方法> (※4)

| 区分 | 金額 (円) | 資金調達先 |
|-----------------|--------|-------|
| 2-1. 自己資金 | | |
| 2-2. 金融機関からの借入金 | | |
| 2-3. その他 | | |

※1 助成金額は、I. 助成事業の内容 (2) 助成金交付申請額と一致させること。

※2 合計額は、I. 助成事業の内容 (1) 助成対象経費合計と一致させること。

※3 助成基準額は 75 万円です。「1.自己資金」から「4-1.国の持続化補助金」までの合計が 75 万円以上とならなければ、助成対象事業となりません。

※4 助成事業が終了してからの精算となりますので、その間の資金の調達方法について、ご記入ください。

(各項目について記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。)

(様式第2)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金に係る
助成事業の経費の配分の変更、助成対象物件又は助成対象物件相互の
経費の配分の変更承認申請書

平成 年 月 日付で交付決定通知のあった上記助成事業を下記のとおり
変更したいので、公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小
規模事業者支援事業費助成金交付要綱第11条第1項第1号又は第2号の規定に
より承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

別紙のとおり

(別紙)【様式第2：平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金に係る助成事業の経費の配分の変更、助成対象物件又は助成対象物件相互の経費の配分の変更承認申請書に添付】

事業者名： _____

変更の内容 (単位：円)

| 区分 | (助成対象物件名) 金額 | |
|----------|-----------------|-----|
| | 変更前 | 変更後 |
| 建物 | | |
| 設備 | | |
| ①建物の付属施設 | | |
| ②構築物 | | |
| ③機械及び装置 | | |
| ④車両及び運搬具 | | |
| ⑤備品 | | |
| 付帯工事 | | |
| 合 計 | | |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 助成金額 (助成対象経費合計の1/12以内) | | |
|---------------------------|--|--|

※変更前の助成金額を上限とする。

(様式第3)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構理事長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金に係る
助成事業の中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付けで交付決定通知のあった上記助成事業を下記のとおり
中止（廃止）したいので、公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号
等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱第11条第1項第3号の規定によ
り承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の事業名
2. 中止（廃止）の理由
3. 助成事業中止の期間（廃止の時期）

(様式第4)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る助成事業の事故報告書

公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱第11条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業名 (助成金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業
(平成 年 月 日交付決定)
2. 助成金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因および内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第5)

第 号
平成 年 月 日

事業者名
代表者名 様

公益財団法人大阪産業振興機構
理事長

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る交付決定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

- 1 助成金の交付決定額 金 円
- 2 この助成金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 助成金の交付の条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合は、すみやかに理事長の承認を受けること。
 - ア 助成事業に要する経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - イ 助成事業の助成対象物件または助成対象物件相互の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - ウ 助成事業を中止し、または廃止する場合
 - エ 助成事業により取得し又は効用の増加した財産を処分する場合
 - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業の実績報告日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(様式第6)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る助成事業遂行状況報告書

公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援
事業費助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業名 (助成金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業
(平成 年 月 日交付決定)
2. 助成金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した助成事業の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 事業名
 - (3) 事業の概要
 - i) 具体的内容
 - ii) 本事業の進め方イメージ
 - (4) ●月末現在の実施状況
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、
の3点について記入)
 - (5) ●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書 (別紙)

(様式第7)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る助成事業実績報告書

公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援
事業費助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業名 (助成金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業
(平成 年 月 日交付決定)

2. 事業期間

開始 平成 年 月 日
終了 平成 年 月 日

3. 実施した助成事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の具体的な取組内容

(4) 事業成果 (概要)

(5) 事業経費の状況

・支出内訳書 (別紙)

(6) 本助成事業がもたらす効果等

事業継続 (チェックボックスにチェックを入れること。)

(別紙)【様式第7：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名： _____

(単位：円)

| 区分 | 助成対象物件 (金額) |
|---|----------------|
| 建物 | |
| 設備 | |
| ①建物の付属施設 | |
| ②構築物 | |
| ③機械及び装置 | |
| ④車両及び運搬具 | |
| ⑤備品 | |
| 付帯工事 | |
| A 支出合計 (上記の建物、設備及び付帯工事の合計) | |
| B 国 (平成30年度補正予算小規模事業者持続化補助金 (台風・豪雨被災地自治体連携型) を除く。)、市町村その他の団体の補助金・助成金の交付額又は保険金の支払額 | |
| C 助成対象経費 (自己負担額 (A - B)) | |
| (1) 助成対象経費の1/2の金額 (円未満は切り捨て) | |
| (2) 交付決定通知書記載の助成金の額 (計画変更で助成金の額を変更した場合は変更後の額) | |
| (3) 交付を受ける助成金額 (精算額) ((1) または (2) のいずれか低い額) (Cの助成対象経費が75万円未満の場合は0 (ゼロ)) | |

(様式第8)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る請求書

公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援
事業費助成金交付要綱第21条の規定に基づき、助成金を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業名 (助成金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業
(平成 年 月 日交付決定)

2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

_____ 円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義 (カタカナ)
*以下の5項目(カタカナの名義含む)が記載された当該口座の預金通帳の
ページのコピーを添付すること。*

振込先金融機関名：
金融機関コード(4桁)：
支店名：
支店コード(3桁)：
預金の種別：
口座番号：
預金の名義(カタカナ)：

(様式第9-1)

取得財産等管理台帳

事業者名： _____

(単位：円)

| 区分 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得 年月日 | 保管場 所 | 備考 |
|-----------|----|----|----|----|-----------|----------|----|
| | | | | | | | |

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱第26条に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(様式第9-2)【対象となる取得財産がある場合のみ、様式第7:実績報告書に添付】

取得財産等管理明細表

事業者名: _____

(単位:円)

| 区分 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得 年月日 | 保管場 所 | 備考 |
|-----------|----|----|----|----|-----------|----------|----|
| | | | | | | | |

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱第26条に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
4. 自動車等車両を取得した場合は、車両運行日誌を添付すること

(様式第10)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

取得財産の処分承認申請書

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、公益財団法人大阪産業振興機構平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金交付要綱第26条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

(様式第11)

平成 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構 理事長 様

住 所

名称および

代表者の役職・氏名

印

*本文書提出時点のものを記載

平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
に係る登録事項変更届

1. (様式1) 事業者に関する情報 ※変更ある部分のみ記入

| | 現行登録内容 | 変更後の内容 |
|-----------|--------|--------|
| 個人・法人の別 | | |
| 事業者名(社名) | | |
| 郵便番号 | | |
| 法人番号(13桁) | | |
| 所在地(住所) | | |
| 電話番号 | | |
| 代表者役職名 | | |
| 代表者名 | | |

(注) 個人事業者が法人化する場合、または、法人における社名・所在地・代表者名の変更の場合には、当該事業者の同一性を確認するため、変更後の「履歴事項全部証明書」を1部添付してください。

2. (様式2) 連絡担当者に関する情報 ※変更ある部分のみ記入

| | 現行登録内容 | 変更後の内容 |
|-----------|--------|--------|
| 役職名 | | |
| (ふりがな) | | |
| 氏名 | | |
| 郵便番号 | | |
| 所在地(住所) | | |
| 電話番号 | | |
| FAX番号 | | |
| 携帯電話番号 | | |
| Emailアドレス | | |